

# 電気契約種別定義書

エネワン LP 動力プラン L

---

令和7年4月1日実施

株式会社エネワンでんき

## 目次

1	適用 .....	1
2	実施期日 .....	1
3	本定義書の変更 .....	1
4	定義 .....	1
5	単位および端数処理 .....	1
6	電力需要 .....	2
7	日割計算 .....	3
8	その他 .....	4

## 1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015，以下「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受け、かつ原則として当社との液化石油ガス販売（供給）契約により当社の液化石油ガス供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の需給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西）および長野県
----------------------	--

## 2 実施期日

本定義書は、令和 7 年 4 月 1 日より実施します。

## 3 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、需給約款 2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、需給約款 2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

## 4 定義

次の言葉は、本定義書において、それぞれ次の意味で使用いたします。なお、需給約款 3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

- (1) 夏季  
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (2) その他季  
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

## 5 単位および端数処理

需給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

## 6 電力需要

### エネワンLP動力プランL

#### (1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること
- ロ 1 需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

- イ 供給電気方式および供給電圧は託送供給等約款によるものとし、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。
- ロ 周波数は、次の通りといたします。

中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域
----------------------

標準周波数 60 ヘルツ
--------------

#### (3) 契約電力

- イ 契約電力は、原則として、50 キロワット未満で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。
- ロ イで定めた契約電力が需給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約電力の値と異なる場合には、当社は、お客さまに通知の上、需給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約電力の値に変更することがあります。

#### (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,143円94銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1段階 料金	最初の[契約電力×150]キロワット時までの1キロワット時につき	16円84銭	15円29銭
第2段階 料金	[契約電力×150]キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円73銭	23円73銭

ハ 省エネ割引

省エネ割引は、1月の使用電力量が契約電力1キロワットあたり150キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき以下の省エネ割引単価を用いて算定いたします。契約電力が0.5キロワットの場合の省エネ割引は、契約電力が1キロワットの場合の省エネ割引の半額といたします。

使用電力量	省エネ割引単価
[契約電力×150]キロワット時以下のとき契約電力1キロワットにつき	34円10銭
[契約電力×150]キロワット時をこえるとき	適用対象外

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、需給契約を解約することがあります。この場合、需給約款28（違約金）に定める違約金を申し受けます。

7 日割計算

(1) 当社は、需給約款16（料金の算定）(1)イ、ロの場合は、需給約款17（日割計算）にもとづいて、日割計算いたします。ただし、電力量料金の電力量区分については、(2)の算式により日割計算し、省エネ割引適用区分については、(3)の算式により日割計算いたします。

(2) 電力量区分の日割計算

$$\text{第1段階料金適用電力量} = [\text{契約電力} \times 150] \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお、第1段階料金適用電力量とは、使用電力量のうち、第1段階料金が適用される電力量をいいます。その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げいたします。第1段階料金適用電力量をこえる電力量は第2段階料金を適用いたします。

(3) 省エネ割引適用区分の日割計算

$$\text{省エネ割引適用電力量} = [\text{契約電力} \times 150] \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお、省エネ割引適用電力量とは、省エネ割引が適用される基準となる電力量をいいます。その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り上げていたします。

8 その他

その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。